

事 務 連 絡
平成18年6月30日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、税制改正に伴う特定入所者介護サービス費等の激変緩和措置を規定する介護保険法施行規則の一部を改正する省令及び関係告示が別添のとおり本日公布されましたのでお知らせいたします。

なお、税制改正に伴う激変緩和措置に関しては、

- ①保険料については、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号）」（3月1日公布）附則第4条
 - ②高額介護サービス費等については、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）」（3月31日公布）附則第23条及び附則第24条
- において既に規定されています。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

<担当>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係

TEL03-5253-1111（内線）2260、2164

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四七)
- 税理士法施行規則の一部を改正する省令(同四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三二)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同三三)
- 厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同三四)
- 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三三)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同三六)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同三七)

- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(同三八)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同三九)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六一)
- 農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同六八)
- 国土交通省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(国土交通七三)
- 環境省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(環境二二)

(告 示)

- 電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件(総務三七八)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件(財務二六二)
- 財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金で行うことができる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六三)
- 財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金で行うことができる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六四)

- 物価運動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価運動国債の想定元金額の算出に關し必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二六五)
- 平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
- 学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示(同八七)
- 高度専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が高度専門士と称することが出来る専修学校専門課程として個別に認められた件(同八八)
- 専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が個別に認められた専門士と称することが出来る専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認める件(同八九)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に關する基本的な方針を定める件(同九〇)
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(厚生労働四〇〇)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同四〇一)
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同四〇二)

- 次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件(同四〇三)
- 介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を定める件(同四〇四)
- 介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件(同四〇五)
- 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件(同四〇六)
- 介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を定める件(同四〇七)
- 介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(同四〇八)
- 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同四〇九)

(以下次のページへ続く)

赤城町三原田、赤城町宮田、赤城町深山、赤城町持柏木、北橘町赤城山、北橘町上南室、北橘町上箱田、北橘町小室、北橘町下南室、北橘町下箱田、北橘町箱田、北橘町八崎、北橘町分郷八崎、北橘町真壁、みどり市のうち東町萩原、東町草木、東町神戸、東町小中、東町座間、東町小夜、東町沢入、東町花籠を「前橋市」に改め、同表高崎の項中(藤岡税務署管内の地域を除く。)及び(前橋税務署管内の地域を除く。)を削り、同表桐生の項中(前橋税務署管内の地域を除く。)及び(前橋税務署管内の地域を除く。)を削り、同表館林の項中(館林市、みどり市のうち笠懸町阿賀及び館林税務署管内の地域を除く。)を削り、同表藤岡の項中(高崎市のうち笠懸町阿賀、笠懸町八宮、笠懸町西鹿田、笠懸町鹿鹿)を「館林市」に改め、同表藤岡の項中(高崎市のうち新町、藤岡市)を「藤岡市」に改め、同表銚子の項中(山武郡のうち横芝光町の新興、市野原、小川、尾垂、尾垂石、上原、木戸、小田部、篠本、篠本根切、芝崎、芝崎南、台、富下、母子、原、方、二又、徳示戸、米米、宮川、虫生、目録、谷中)を削り、同表佐原の項中(成田市のうち青山、伊能、白作、大宮、大沼、大和田、小野、官林、川上、吉岡、久井崎、倉水、小澤、桜田、猿山、地蔵原新田、柴田、新田、茂間、大栗十倉、三、高岡、高倉、多良貝、津富浦、稲荷山、所、冬父、中里、中野、名木、名古屋、南敷、奈土、七沢、滑川、成井、西大須賀、野馬込、東ノ台、一徹田、一坪田、平川、堀籠、前林、馬栗里、松子、水の上、村田、横山、四谷、香取市)を「香取市」に改め、同表成田の項中(佐原税務署管内の地域を除く。)を削り、同表東金の項中(銚子税務署管内の地域を除く。)を削り、同表甲府の項中(山梨税務署及び巖沢税務署管内の地域を除く。)及び(山梨税務署管内の地域を除く。)を削り、同表山梨の項中(甲府市のうち右左口町、上曾根町、上向山町、下曾根町、下向山町、白井町、心登寺町、中畑町、山梨市、笛吹市、甲州市、中央市のうち浅利、大鳥居、木原、関原、高部)を「山梨市」に改め、同表大月の項中(巖沢税務署管内の地域を除く。)を削り、同表巖沢の項中(甲府市のうち梯町、古関町、西八代町、南巨摩郡、南巨摩郡のうち富士河口湖町の精進、富士ヶ嶽、本郷)を「西八代町、南巨摩郡」に改め、同表姫路の項中(龍野税務署管内の地域を除く。)を削り、同表龍野の項中(姫路市のうち安富町安志、安富町植木野、安富町塩野、安富町末広、安富町三森、安富町皆河、安富町三郎、安富町長野、安富町安富町名坂、安富町三坂、安富町三森、安富町皆河、安富町三郎、安富町長野、安富町安富町名坂、安富町三坂、安富町三森、安富町皆河、安富町三郎、安富町長野)を「安富町」に改め、同表西大寺の項中(城東台南二丁目、備前市のうち鶴海、佐山)を「城東台南二丁目」に改め、同表瀬戸の項中(西大寺税務署管内の地域を除く。)を削り、同表三原の項中(尾道市のうち瀬戸田町萩、瀬戸田町高根、瀬戸田町沢、瀬戸田町鹿田原、瀬戸田町瀬戸田、瀬戸田町垂水、瀬戸田町中野、瀬戸田町林、瀬戸田町福田、瀬戸田町御寺、瀬戸田町宮原、瀬戸田町名荷)を削り、同表尾道の項中(三原税務署管内の地域を除く。)を削り、同表高松の項中(坂出税務署管内の地域を除く。)を削り、同表坂出の項中(高松市のうち国分寺町柏原、国分寺町中分、国分寺町新名、国分寺町新居、国分寺町福家、坂出市)を「坂出市」に改め、同表須崎の項中(中村税務署及び)を削り、同表中村の項中(四万十市、高岡郡のうち四万十町の相去、井崎、市ノ又、打井川、浦越、江師、大井川、大野、小野、上岡、茅吹手、鳥手、河内、希ノ川、久保川、小石、古城、木屋ヶ内、里川、下岡、下津井、下道、上宮、昭和、地吉、瀬里、大正、大正大奈路、大正北ノ川、大正中津川、津賀、十川、十和川口、戸川、西ノ川、野々川、弘瀬、広瀬、芳川)を「四万十市」に改め、同表香椎の項中(多の津一丁目から多の津四丁目まで、多の津五丁目一番、二番、四番、六番から五十五番まで、松島三丁目三十四番一十二号三十四番二十五号から三十四番二十七号まで、松島五丁目二十九番、原田四丁目一番十八号)を「多の津一丁目から多の津五丁目まで」に改め、同表佐世保の項中(佐世保市(平戸税務署管内の地域を除く。))、東彼杵郡を「佐世保市」に改め、同表平戸の項中(佐世保市のうち宇久町飯良、宇久町大久保、宇久町太田江、宇久町小浜、宇久町神浦、宇久町黒石、宇久町平、宇久町寺島、宇久町野方、宇久町本飯良、小佐々町白ノ浦、小佐々町黒石、小佐々町黒石、小佐々町小坂、小佐々町野ノ木場、小佐々町原原、小佐々町葛籠、小佐々町西川内、小佐々町平原、小佐々町矢岳、平戸市、松浦市、北松浦郡)を「平戸市、松浦市、北松浦郡(佐世保税務署管内の地域を除く。))」に改め、同表鹿屋の項中(大隅税務署管内の地域を除く。)を削り、同表大隅の項中(鹿屋市のうち輝北町市成、輝北町上引、輝北町下引、輝北町諏訪原、輝北町平房、曾於市)を「曾於市」に改める。

附則

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第四百十條、第四百二十八條、第四百二十九條、第四百六十六條の二、第四百八十五條、第四百八十六條、第四百九十七條、第四百九十九條から第五百一条まで、第五百十三條、第五百十四條、第五百十七條、第五百十八條、第五百四十三條、第五百四十七條、第五百五十五條及び第五百五十六條の改正規定並びに附則第二項の改正規定は同月十日から施行する。
2 調査警察部等の所掌事務の範囲を定める省令(昭和二十四年大蔵省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一項中「調査部にあつては、調査管理課」の下に、「広域情報管理課」を加える。

○財務省令第四十八号
税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六号)第二条第五号及び第六号の規定に基づき、税理士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日
税理士法施行規則の一部を改正する省令
税理士法施行規則(昭和二十六年大蔵省令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第三号中「第十一条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条第二項第一号中「第十二条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

附則
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第三百三十二号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の二第一項及び第九項並びに第六十一条の二第一項及び第九項並びに介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日
介護保険法施行規則の一部を改正する省令
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条の前に見出しとして「(平成十八年改正令の施行に伴う経過措置)」を付し、同条中「政令第六号」を「政令第五百五十四号」に改める。

附則に次の五条を加える。
(法第五十一条の二第二項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例)

第二十三条 法第五十一条の二第二項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、第八十三条の五に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいづれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受け、介護費用を自己負担する者)とする。

一 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十二條の二第七項に規定する合計額(以下この条において「収入金額等」という。)が八十万円以下のもの

二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十二條の二第七項に規定する老齢福祉年金(以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有しているもの

2 法第五十一条の二第二項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、第八十三條の五に規定する者のほか、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までの間、次のいづれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受け、介護費用を自己負担する者)とする。

一 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、収入金額等が八十万円以下のもの

二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの

○厚生労働省令第三百三十二号
介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十一条の二第一項及び第九項並びに第六十一条の二第一項及び第九項並びに介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)第十三条第五項の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日
介護保険法施行規則の一部を改正する省令
介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条の前に見出しとして「(平成十八年改正令の施行に伴う経過措置)」を付し、同条中「政令第六号」を「政令第五百五十四号」に改める。

附則に次の五条を加える。
(法第五十一条の二第二項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例)

第二十三条 法第五十一条の二第二項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、第八十三条の五に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいづれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受け、介護費用を自己負担する者)とする。

一 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十二條の二第七項に規定する合計額(以下この条において「収入金額等」という。)が八十万円以下のもの

二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十二條の二第七項に規定する老齢福祉年金(以下「老齢福祉年金」という。)の受給権を有しているもの

2 法第五十一条の二第二項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、第八十三條の五に規定する者のほか、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までの間、次のいづれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受け、介護費用を自己負担する者)とする。

一 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、収入金額等が八十万円以下のもの

二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの

<p>（法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例に係る認定の手続等）</p> <p>第二十四条 第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、第八十三条の六第一項中「前条の」とあるのは「附則第二十三條第一項又は第二項の」と、同項第一号及び同条第五項第一号中「前条各号」とあるのは「附則第二十三條第一項各号又は第二項各号」と、第八十三条の七中「前条第一項」とあるのは「附則第二十三條第一項又は第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>（法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例）</p> <p>第二十五条 法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、第九十七条の三に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特別介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。</p> <p>一 平成十八年改正令附則第二十四条第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十九條の二第七項に規定する合計額（以下この条において「収入金額等」という。）が八十万円以下のもの</p> <p>二 平成十八年改正令附則第二十四条第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの</p> <p>2 法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、第九十七條の三に規定する者のほか、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者（介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特別介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。）とする。</p> <p>一 平成十八年改正令附則第二十四条第三項第一号に掲げる者であつて、収入金額等が八十万円以下のもの</p> <p>二 平成十八年改正令附則第二十四条第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの</p> <p>（法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例に係る認定の手続等）</p> <p>第二十六条 第八十三条の六第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項から第十項まで、第八十三条の七並びに第八十三条の八の規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。</p>		
第八十三条の六第一項	前条の	附則第二十五條第一項又は第二項の
要介護被保険者	居宅要支援被保険者	居宅要支援被保険者
前条各号	附則第二十五條第一項各号又は第二項各号	
第八十三条の六第二項	同項第一号及び第四号	同項第一号
第八十三条の六第四項	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第八十三条の六第五項	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
前条各号	附則第二十五條第一項各号又は第二項各号	
第八十三条の六第七項、第九項及び第十項	要介護被保険者	居宅要支援被保険者

第八十三条の七	前条第一項	附則第二十五條第一項又は第二項
要介護被保険者	居宅要支援被保険者	居宅要支援被保険者
特定介護サービス	特定介護サービス	特定介護サービス
特定介護保険施設等（法第五十一条の二第二項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ）	特定介護予防サービス事業者（法第六十一条の二第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ）	特定介護予防サービス事業者（法第六十一条の二第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ）
特定介護保険施設等	特定介護予防サービス事業者	特定介護予防サービス事業者
居住又は滞在（以下「居住等」という。）	滞在	滞在
食費の基準費用額（法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	食費の基準費用額（法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）	食費の基準費用額（法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。）
居住費の基準費用額（同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。）	滞在費の基準費用額（同項第二号に規定する滞在費の基準費用額をいう。）	滞在費の基準費用額（同項第二号に規定する滞在費の基準費用額をいう。）
要介護被保険者	居宅要支援被保険者	居宅要支援被保険者
居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。）	滞在費の負担限度額（法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額をいう。）	滞在費の負担限度額（法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額をいう。）
特定入所者介護サービス費	特定入所者介護サービス費	特定入所者介護サービス費
要介護被保険者	居宅要支援被保険者	居宅要支援被保険者
特定介護保険施設等	特定介護予防サービス事業者	特定介護予防サービス事業者
特定介護サービス	特定介護予防サービス	特定介護予防サービス
居住等	滞在	滞在
第三号の特定介護保険施設等に居住し、又は滞在中にいた期間	特定介護予防サービスを受けていた期間	特定介護予防サービスを受けていた期間
居住費	滞在費	滞在費

（特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の特例）

第二十七条 施行法第十三條第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者（同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。以下この条において同じ。）は、第七十二條の二において準用する第八十三条の五に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。

一 平成十八年改正令附則第二十三條第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十二條の二第七項に規定する合計額（以下この条において「収入金額等」という。）が八十万円以下のもの

二 平成十八年改正令附則第二十三條第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの

2 施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者は、第百七十二条の二において準用する第八十三条の五に規定する者のほか、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までまでの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。
 一 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であつて、収入金額等が八十万円以下のもの
 二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、高齢福祉年金の受給権を有しているもの
 3 第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、第一項又は前項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八十三条の六第一項	前条の 要介護被保険者	附則第二十七条第一項又は第二項の
第八十三条の六第四項	様式第一号の二 要介護被保険者	様式第一号の三 要介護旧措置入所者
第八十三条の六第五項	要介護被保険者 前条各号	要介護旧措置入所者 附則第二十七条第一項各号又は第二項各号
第八十三条の六第七項 第九項及び第十項	要介護被保険者 前条第一項の 要介護被保険者 特定介護サービス 特定介護サービス 特定介護保険施設等（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。）	要介護旧措置入所者 附則第二十七条第一項又は第二項の 要介護旧措置入所者 指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス 指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設

第八十三条の八第一項	特定介護保険施設等 居住又は滞在（以下「居住等」という。）	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設 居住
第八十三条の八第二項	要介護被保険者 食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。） 居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。）	要介護旧措置入所者 食費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。） 居住費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。）
第八十三条の八第三項	特定介護保険施設等 特定介護サービス 居住等 居住し、又は滞在していた 食費の負担限度額 居住費の負担限度額	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設 指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス 居住 居住していた 食費の特定負担限度額 居住費の特定負担限度額

附則
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。
 厚生労働省令第三十三号
 医療法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎
 医療法施行規則の一部を改正する省令
 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。
 第十九条第一項第四号中「に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数」とを削り、同項第五号中「六」を「四」に改める。
 第二十一条の二第二号及び第三号中「六」を「四」に改める。
 第四十九条中「並びに」を「、第五十二条第七項及び」に改める。
 附則に次の二条を加える。
 第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該療養病床又は療養病床の病床数の削減（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の療養を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和二十

厚生労働省告示第四百三十三号
 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年六月三十日付けで次世代育成支援対策推進センターとして次の団体を指定したので告示する。
 平成十八年六月三十日
 厚生労働大臣 川崎 二郎

名 称	主たる事務所の所在地
三重県中小企業団体中央会	三重県津市栄町一丁目八十九番地
高知商工会議所	高知県高知市本町一丁目六番二十四号

○厚生労働省告示第四百四号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十三條第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五條第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十六條第一号及び第二号に規定する食費の負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。
 平成十八年六月三十日
 厚生労働大臣 川崎 二郎

区 分	額
一 イ 施行規則附則第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	一日につき六百五十円
ロ 施行規則附則第二十五條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	一日につき三百九十円
二 イ 施行規則附則第二十三條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	一日につき六百五十円
ロ 施行規則附則第二十五條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	一日につき三百九十円

○厚生労働省告示第四百五号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第二号の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十三條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第二号に規定する食費の負担限度額並びに同令附則第二十五條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第一号及び第二号に規定する滞在費の負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。
 平成十八年六月三十日
 厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則附則第二十三條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに施行規則附則第二十五條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所得の区分	居室等の区分	額
一 イ 施行規則附則第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者 ロ 施行規則附則第二十五條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき千六百四十円
	ユニット型準個室	一日につき千三百十円
二 イ 施行規則附則第二十三條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者 ロ 施行規則附則第二十五條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	従来型個室（特養等）	一日につき八百二十円
	多床室	一日につき三百二十円
三	ユニット型個室	一日につき八百二十円
	ユニット型準個室	一日につき四百九十円
四	従来型個室（老健・療養等）	一日につき四百二十円
	多床室	一日につき三百二十円

備考
 一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百三十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。
 二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。
 三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。
 四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。
 五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。

○厚生労働省告示第四百六号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

○厚生労働省告示第四百七号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額

区 分	額
一 施行規則附則第二十七條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	一日につき 六百五十円
二 施行規則附則第二十七條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	一日につき 三百九十円

○厚生労働省告示第四百八号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

所 得 の 区 分	居室の区分	額
一 施行規則附則第二十七條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき 千六百四十円
	ユニット型準個室	一日につき 千三百十円

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)以下「施行規則」という。附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

二 施行規則附則第二十七條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	従来型個室	一日につき 八百二十円
	多床室	一日につき 三百二十円
二 施行規則附則第二十七條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき 八百二十円
	ユニット型準個室	一日につき 四百九十円
二 施行規則附則第二十七條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	従来型個室	一日につき 四百二十円
	多床室	一日につき 三百二十円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。)の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

四 この表において「多床室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多床室をいう。

○厚生労働省告示第四百九号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

別表I区分148の次に次のように加える。

149 画像入力装置(超音波検査装置) 4,190,000円

○厚生労働省告示第四百十号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

(参考)

介護保険法施行規則の一部改正

1. 概要

- (1) 平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者（新たに利用者負担第4段階となる者）については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、利用者負担段階が2段階以上上昇する者を特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）の支給対象者とする経過的な特例（2年間）を設けるとともに、その支給対象者の認定手続等を定める。（附則第23条～附則第26条関係）
- (2) 特別養護老人ホームの旧措置入所者についても、(1)と同様に、特定入所者介護サービス費の特例及び認定手続等を定める。（附則第27条関係）

2. 施行期日

平成18年7月1日

(参考)

介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する者について、1段階の上昇に止めることとする食費の負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日

介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する者について、1段階の上昇に止めることとする居住費及び滞在費の負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日

介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する旧措置入所者について、1段階の上昇に止めることとする食費の特定負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日

介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する旧措置入所者について、1段階の上昇に止めることとする居住費の特定負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日